・技術提案の実施に過度に費用がかかる場合
・技術提案の内容について維持管理への影響が不明確もしくは発注仕様と比べて劣ると想定される場合

※提出された技術提案について、発注者が以下に該当すると判断した場合は減点とする。
・技術提案が明らかに設計図書で定められている事項に反する場合、または設計図書で定められている事項と全く同じ内容を技術提案としている場合

※提出された技術提案について、発注者が以下に該当すると判断した場合は不適格とする。
・明らかに本工事を対象としていない提案を記載した場合
・提出された技術提案書が、他の入札参加希望者が提出した技術提案書と全く同一である場合

工事目的物の性能・機能に関する事項

①　設計計画　供用車線の直近での施工となる床版を半断面で取替（床版拡幅を含む）を行うにあたり、工事を適正に実施するために設計で配慮すべき項目について記述する。

②　品質管理　橋梁の床版（プレキャスト部材、現場打ち部材を問わず）の品質向上対策について、期待できる効果を含めて記述する。

注１）コンクリートの配合変更又は添加剤の追加等を伴う、材料自体の変更についての技術提案は不適格とする。また、床版上面に塗布等を行う提案は不適格とする。

注２）橋軸直角方向接合部（縦目地部）を有する幅員方向に分割したプレキャストＰＣ床版を採用する場合は、縦目地部を貫通するＰＣ鋼材を配置するものとする。縦目地部を貫通するＰＣ鋼材を配置しない提案は不適格とする。

社会的要請に関する事項

③　環境対策（汚濁対策）　現場作業時における河川への汚濁物の流出防止対策について、期待できる効果を含めて記述。

④　安全管理　労働安全衛生マネジメントシステム等を導入し、本工事に応じた組織的かつ継続的に安全管理活動を行うための具体的な計画について、Ａ４版片面２枚以内（Ａ３片面１枚以内でも可）にまとめ記述する。

注１）労働安全衛生マネジメントシステムは、ＩＳＯ45001、ＩＬＯのＯＨＳＡＳ18001の他、ＯＨＳＡＳ18002、厚生労働省「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」や中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会などの業界が定めるガイドラインの導入とする。ただし、受注者独自の社内システムを構築している場合は、その活動も可能とする。

注２）当該工事においては、契約後に工事中事故防止対策（安全に関する新技術）を求め、工事着手前に提出を行い、審査・採否を決定することとしている。

このため、工事中事故防止対策（安全に関する新技術）である、ＩＣＴ（情報通信技術）・IoT（モノのインターネット）・ＡＩ（人工知能）等のセンシング技術・モニタリング技術を活用した工事中事故防止対策の提案は、評価対象としない。

技術提案の評価指標は下記のとおりとする。

優：技術提案が適切であり、「可」に比べ優れた工夫がみられる。

良：技術提案が適切であり、「可」に比べ工夫がみられる。

可：技術提案は適切であるが、標準案（※）と同等であるもの。

不可（不採用）：技術提案が求めた内容に合致していない、又は、提案内容が不適切である。

減点（不採用）：明らかに標準案（※）で定められている事項に反する提案である。

※標準案とは、設計図書、共通仕様書、施工管理要領等の一般的基準に基づいた事項をいう。

⑷　評価点の付与方法

【判定方式】

評価項目の項目別配点は、評価指標により優／良／可／不可（不採用）／減点（不採用）を判定し、判定結果に応じ次のとおり付与する。

評価項目（品質管理、環境対策（汚濁対策））については、各提案ごとに判定し、平均値により評価する。

工事目的物の性能・機能に関する事項

①　設計計画
・技術評価点（30点）優30点・良15点・可０点・不可（不採用）０点・減点（不採用）－7.5点

②　品質管理
・技術評価点（30点）優30点・良15点・可０点・不可（不採用）０点・減点（不採用）－7.5点

社会的要請に関する事項

③　環境対策（汚濁対策）
・技術評価点（20点）優20点・良10点・可０点・不可（不採用）０点・減点（不採用）－５点

④　安全管理
・技術評価点（20点）優20点・良10点・可０点・不可（不採用）０点・減点（不採用）－５点

【評価例（品質管理）】

Ａ社の技術提案項目に対する提案（２提案）の各評価点が30（優）・15（良）の場合

当該技術提案項目に対する技術評価点＝45（点）／２（提案可能数）＝22.5点

Ｂ社の技術提案項目に対する提案（１提案）の評価点が30（優）の場合

当該技術提案項目に対する技術評価点＝30（点）／２（提案可能数）＝15点

Ｃ社の技術提案項目に対する提案（２提案）の各評価点が15（良）・－7.5（減点）の場合

当該技術提案項目に対する技術評価点＝7.5（点）／２（提案可能数）＝3.75点

⑸　落札者の決定方法　総合評価提案資料に記載された内容の評価による技術評価点に係数αを乗じた値と契約制限価格の範囲内にある入札書の価格により算定される価格評価点に0.5を乗じた値とを加算した総合評価点の最も高い者を落札者とする。

総合評価点数の算出方法は、以下のとおりとする。

①　総合評価点：（技術評価点×α）＋（価格評価点×0.5）

αの値は「0.2」とする。

②　技術評価点：各評価項目における項目別配点の合計点（満点100点）

③　価格評価点：０（０≦Ｐ＜0.5Ｌ）

((Ｐ／Ｌ×100）－50)／(Ｘ／Ｌ－0.5)（0.5Ｌ≦Ｐ＜Ｓ）

100―200（Ｐ／Ｌ－Ｘ／Ｌ）（Ｓ≦Ｐ≦1.0Ｌ）

ここに、Ｐ：入札書に記載の価格（入札価格）　Ｌ：契約制限価格　Ｘ：調査基準価格以上の最低入札価格　Ｓ：調査基準価格

ただし、入札価格が全て調査基準価格を下回る場合は、Ｘ／ＬをＳ／Ｌとする。

⑹　上記⑸において、総合評価点の最も高い者が２者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

⑺　技術提案の履行に関する事項　受注者の責により、入札時の提案内容を満足できない場合は、その程度により請負工事成績評定点を最大10点減点及び契約書に基づく請負代金額の減額を行う。また、契約違反としての措置を講ずる場合がある。

⑻　本工事の総合評価提案資料の提出にあたって、標準案の内容に対し提案した方法で施工しようとする場合は、その内容を示した総合評価提案資料を提出すること。提案した方法が適正と認められない場合に、標準案に基づいて施工する意思がある場合は、総合評価提案資料においてその意思を表示すること。

⑼　技術提案の採否　技術提案の採否については、競争参加資格確認結果の通知に併せて通知する。なお、競争参加資格確認結果の通知において、技術提案による競争参加資格を認められた者は、当該提案に基づく入札を行い、標準案（設計図書）に基づいて施工しようと